相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市大里町二四八三番地、最後の住所山梨県甲府市大里町一九九七番地五

被相続人　亡　小澤　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

山梨県甲府市丸の内一丁目一七番五号舞鶴ビル五階利根川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　利根川雅一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海南市船尾二七六番地、最後の住所大阪市東住吉区西今川二丁目二〇番一〇号共同リビングさくら並木

被相続人　亡　筈谷　本子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

大阪市中央区北浜三丁目六番一三号日土地淀屋橋ビル　弁護士法人淀屋橋・山上合同

相続財産管理人　弁護士　清水　良寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市大正区三軒家西三丁目五六番地二、最後の住所大阪市中央区谷町七丁目四番二二号

被相続人　亡　小林　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

大阪市北区堂島一丁目一番二五号新山本ビル八階

相続財産管理人　弁護士　関根　良平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区西上橘通二丁目一番地一、最後の住所神戸市中央区下山手通三丁目二番一五―一〇〇四号

被相続人　亡　沖　幸明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続人の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

神戸市中央区中町通二丁目一番一八号ＪＲ神戸駅ＮＫビル六階　方円法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神崎郡福崎町西田原一三〇四番地、最後の住所神戸市垂水区本多聞五丁目一番一六〇―二〇四号

被相続人　亡　花田　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県仁多郡奥出雲町大呂三二五番地、最後の住所島根県仁多郡奥出雲町大呂三二五番地

被相続人　亡　堀江　美登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

事務所島根県松江市北田町一八八番地八

相続財産管理人　司法書士　福留　伸也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市中央区荒戸三丁目二〇六番地、最後の住所福岡県北九州市小倉北区高峰町三番三号

被相続人　亡　村塚　聡子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

福岡県北九州市八幡東区前田三丁目二番七号

相続財産管理人　司法書士　椛島　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池郡大津町大字岩坂一三三一番地、最後の住所熊本市北区龍田陳内一丁目三番三〇号

被相続人　亡　隈部　禮子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

熊本市南区薄場一丁目一番四八号

相続財産管理人　司法書士　浦上　英明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県国東市武蔵町糸原一一六四番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　帶刀　修司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年七月四日

大分県国東市国東町田深一一九六番地一

相続財産管理人　司法書士　丸田　眞五

任意清算公告

当社は、平成二十九年三月三十一日をもって解散し、総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年七月四日

大分県大分市大字毛井四九三番地

合資会社のぞみ介護センター

無限責任社員　那賀　文子

債権申出の公告（第二回）

当厚生年金基金は、平成二十九年七月一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当厚生年金基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年七月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年七月四日

東京都台東区東上野二丁目一〇番一〇号協和ビル四階

関東百貨店小売業厚生年金基金

代表清算人　今井　健一

第32期決算公告

平成29年7月4日

青森市古川一丁目16番16号

あおぎんカードサービス株式会社

代表取締役　蓼内　眞人

貸借対照表の要旨　（平成29年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,822,832	流動負債	719,614
固定資産	59,562	固定負債	41,971
繰延資産	80	株主資本	4,114,875
		資本金	56,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	4,053,258
		利益準備金	9,710
		その他利益剰余金	4,043,548
		（うち当期純利益）	(198,583)
		自己株式	△4,383
		評価・換算差額等	6,014
		有価証券評価差額金	6,014
資産合計	4,882,474	負債・純資産合計	4,882,474

第21期決算公告

平成29年7月4日

フィリピン共和国セブ・シティ、オスメーニャ・ブールバード、ドンニャ・ホアニータ・マルケス・リム・ビルディング２階

セブ・エア・インク

日本における代表者　亀井　祐一

連結貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：百万フィリピン・ペソ）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	15,151	流動負債	27,827
固定資産	85,363	固定負債	39,181
		負債合計	67,009
		資本金及び資本剰余金	9,018
		利益剰余金	25,201
		自己株式	△529
		その他の包括利益累計額	△186
		純資産合計	33,505
資産合計	100,514	負債・純資産合計	100,514